

議案第八十三号

港区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

港区法定外公共物管理条例（昭和二十八年港区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「いう。」の下に「又は区規則で定める原因に基づき権原を有する土地」を加え、「里道」を「道」に、「行政財産」を「もの」に改め、同条第二号中「行政財産」を「もの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（区の責務）

第二条の二 区は、法定外公共物を常に良好な状態に保つように維持管理し、もつて適正な利用が図られるように努めなければならない。

第二十一条中「区長は、」の下に「区有地に存する」を加える。

付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（説明）

細街路の拡幅整備事業を推進するため、法定外公共物の定義を改めるほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。